

令和2年 第4回定例教育委員会

令和2年4月23日(木)
午後2時45分
宮代町役場204会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
 - (1) 令和2年度教育委員会事務局組織等について
 - ア 令和2年度教育推進課内職員配置 P 1
 - イ 令和2年度宮代町教育関係組織一覧
 - (2) 令和2年度 教育委員会事務の執行状況 別冊
 - (3) 学校教育関係
 - ア 5月の行事予定について P 3
 - イ 5月の事業予定について
- 5 審議案件
 - 議案第15号 宮代町就学支援委員会委員の承認について P 5
 - 議案第16号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について P 8
 - 議案第17号 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について P10
 - 議案第18号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について P12
- 6 その他
- 7 次回教育委員会について
- 8 閉会宣言 教育長

(1)令和2年度教育委員会事務局組織等について

ア 令和2年度教育推進課内職員配置（下線部変更・異動箇所）

教育推進課長

大場 崇明

《教育総務担当》

主幹(兼学校給食センター所長)

主 査

主 事

青 柳 誠

加藤 正久

三反崎 淳

《学校教育担当》

学校管理幹兼副課長

主幹

指導主事

指導主事

指導主事

塚越 健一

小島 英樹

竹内 知子

加藤 裕一

鵜川 裕介

《生涯学習室》

室長(兼公民館長、郷土資料館長)

飯 山 武

(生涯学習・スポーツ振興担当)

主 査

主 査

主 任

主 任

主 任

主 事

荒川 俊二郎

川崎 章人

長谷川 香里

大越 一範

宮部 俊周

針 山 望

(郷土資料館担当)

主 幹

主 査

主 事

青 木 豊

横内 美穂

久米 美夏

イ 令和2年度宮代町教育関係組織一覧〔令和2年4月1日現在〕

◎小中学校一覧

須賀小学校	宮代町大字須賀1425-1	TEL33-1325	児童数 321	学級数 14
	校長 高野 桂子 / 教頭 六平 亘			
百間小学校	宮代町字西原261	TEL32-0157	児童数 370	学級数 14
	校長 山口 隆夫 / 教頭 和田 浩			
東小学校	宮代町百間5-8-48	TEL32-0214	児童数 350	学級数 14
	校長 小山 裕之 / 教頭 嶺 由美			
笠原小学校	宮代町字百間1105	TEL34-8480	児童数 454	学級数 17
	校長 白石 昌孝 / 教頭 中村 浩二			
須賀中学校	宮代町大字須賀1426-1	TEL33-1326	生徒数 194	学級数 8
	校長 瀬田 浩 / 教頭 渡邊 良文			
百間中学校	宮代町宮代3-7-38	TEL32-0142	生徒数 301	学級数 11
	校長 鈴木 修平 / 教頭 佐々木 力也			
前原中学校	宮代町字中461	TEL34-0631	生徒数 207	学級数 8
	校長 但木 和久 / 教頭 平原 隆範			

◎教育施設・関係機関電話番号一覧

須賀小学校	TEL0480-33-1325	学校給食センター	32-5711
百間小学校	32-0157	宮代高等学校	32-4388
東小学校	32-0214	宮代特別支援学校	35-2432
笠原小学校	34-8480	日本工業大学	34-4111
須賀中学校	33-1326	宮代幼稚園	32-3640
百間中学校	32-0142	宮代須賀幼稚園	34-5265
前原中学校	34-0631	宝光寺幼稚園	32-3833
和戸公民館		姫宮成就院幼稚園	32-4599
百間公民館		杉戸警察署	33-0110
川端公民館		宮代消防署	34-0119
須賀中さわやか相談室	33-4500	学童保育(須賀小)	32-8208
百間中さわやか相談室	32-7900	学童保育(百間小)	33-8740
前原中さわやか相談室	33-2500	学童保育(東小)	33-8680
総合運動公園	32-1543	学童保育(笠原小)	33-8744
町立図書館	34-9944	埼玉県教育局	048-824-2111
郷土資料館	34-8882	東部教育事務所	048-737-2727

(3) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(金)	開校記念日(笠)	開校記念日(百)
2日(土)		
3日(日)	憲法記念日	憲法記念日
4日(月)	みどりの日	みどりの日
5日(火)	こどもの日	こどもの日
6日(水)	振替休日	振替休日
7日(木)	小学校始業式	中学校始業式 中学校入学式
8日(金)	小学校入学式	
9日(土)		
10日(日)		
11日(月)	教育実習～6/5(百) 2～6年給食開始	教育実習～5/29(前) 給食開始
12日(火)		
13日(水)		
14日(木)		
15日(金)	開校記念日(百)	町教育研究会総会<会場：前中>
16日(土)		部活動保護者会(須)
17日(日)		
18日(月)	1年生給食開始	教育実習～6/5(須・百)
19日(火)	不審者対応避難訓練(笠)	
20日(水)	5年田んぼの学校(百)	中間テスト(百)
21日(木)	ふれあいデー	ふれあいデー 通信陸上大会<中>
22日(金)		
23日(土)	学校公開日・引取訓練(百)未定	
24日(日)		
25日(月)	小中連絡会(東・笠)	小中連絡会(百)
26日(火)	校内硬筆展～(須・笠) 硬筆競書会(東)	
27日(水)		

28日(木)		
29日(金)		
30日(土)	学校公開日・学校評議員会(笠)	英語検定(須)
31日(日)		

イ 5月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日付	内 容	場 所
12日(火)	教育長ヒアリング<小学校>	役場 204 会議室
14日(木)	教育長ヒアリング<中学校>	役場 204 会議室
18日(月)	町教科指導員委嘱式 中止	役場 202 会議室
19日(火)	第1回学力向上検討委員会 中止	役場 202 会議室
25日(月)	人権教育担当者会議 延期	役場 204 会議室
26日(火)	教育長訪問<小学校>	各小学校
	環境教育担当者会議 中止	役場 204 会議室
27日(水)	教育長訪問<中学校>	各中学校

議案第15号

宮代町就学支援委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて
別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱することについて議決を求め
る。

令和2年4月23日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱したいので、宮代町就学支
援委員会条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。

宮代町就学支援委員会名簿

	区 分	役 職 名	氏 名
1	1号委員	宮代町医師会	鈴木 仁志
2	2号委員	宮代特別支援学校	川上 紀子
3	2号委員	宮代特別支援学校	奥村 瑠美
4	2号委員	春日部特別支援学校	栗城比菜子
5	2号委員	言語聴覚士	田尻恵美子
6	4号委員	子育て支援課長	小暮 正代
7	3号委員	須賀小学校 校長	高野 桂子
8	3号委員	百間小学校 校長	山口 隆夫
9	3号委員	東 小学校 校長	小山 裕之
10	3号委員	笠原小学校 校長	白石 昌孝
11	3号委員	須賀中学校 校長	瀬田 浩
12	3号委員	百間中学校 校長	鈴木 修平
13	3号委員	前原中学校 校長	但木 和久
14	3号委員	須賀小学校 教諭	西谷かおり
15	3号委員	百間小学校 教諭	高澤 七帆
16	3号委員	東 小学校 教諭	續橋 典子
17	3号委員	笠原小学校 教諭	藤田 美紀
18	3号委員	須賀中学校 教諭	越川恵美子
19	3号委員	百間中学校 教諭	石川 清子
20	3号委員	前原中学校 教諭	植竹 正子
			定数は20名
	幹 事	宮代町教育委員会教育推進課 学校教育担当 指導主事	竹内 知子

※任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日

※専門員委員会（第2～4回）は2・3・4及び14～20の委員により組織する。

【資料】 宮代町就学支援委員会条例（抜粋）

平成18年3月23日 条例第8号

（設置）

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 就学支援委員会は、宮代町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- （2） 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

（組織）

第3条 就学支援委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 医師
- （2） 識見を有する者
- （3） 教育経験者
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 就学支援委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

《以下、省略》

議案第16号

宮代町立小・中学校への研究委嘱につき議決を求めることについて
別紙のとおり宮代町立小・中学校への研究委嘱することについて議決を求める。

令和2年4月23日提出

宮代町教育委員会

教育長 中村敏明

提 案 理 由

別紙のとおり宮代町立小・中学校へ研究委嘱をしたいので、宮代町立小・中学校研究委嘱要綱及び宮代町立小・中学校研究委嘱実施要項の規定により、この案を提出するものである。

令和2年度 学校研修課題一覧表

宮代町教育委員会

須賀小学校	『ことば』の学びを大切にし、主体的にコミュニケーションを図ろうとする心豊かな児童の育成 ～「聞く・話す」力をいかし、進んで学び合える英語科授業・外国語活動の創造～（3年次）
百間小学校	仲間と豊かなかかわり（心配り）の中、進んで（全力投球）運動に取り組む児童の育成 ～学級経営を基盤とした授業づくり～（1年次）
東 小学校	自ら考え、学びに向かう東っ子の育成 ～思考し、判断・表現する力を育てる授業の工夫～ （算数科を中心にして）（3年次）
笠原小学校	『主体的に学びに向かい、表現できる児童の育成』 ～「読みたい、書きたい、伝えたい」国語科授業の創造～ （1年次）
須賀中学校	生きる力をはぐくむ小中一貫教育 『主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力の定着を図る研究』（3年次）
百間中学校	「確かな学力の向上と豊かな人間性の育成」 ～主体的・対話的で深い学びの充実を目指して～（1年次）
前原中学校	学ぶ力を高め、主体的・協働的に学び合える生徒の育成 ～ICTの活用を通して～（1年次）

議案第17号

宮代町立小・中学校司書教諭の発令につき議決を求めることについて
別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭を発令することについて議決を求める。

令和2年4月23日提出

宮代町教育委員会

教育長 中村敏明

提 案 理 由

別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭の発令をしたいので、宮代町立小・
中学校管理規則第14条の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校司書教諭 発令名簿

司書発令期間 令和2年4月16日～令和3年3月31日

学 校 名	氏 名	発令の職名	司書教諭 経験年数
須賀小学校	富澤 孝子	司書教諭	17年
百間小学校	中村 智子	司書教諭	8年
東 小学校	久保田 優香	司書教諭	2年
笠原小学校	安島 明子	司書教諭	4年
須賀中学校	税所三代子	司書教諭	16年
百間中学校	遠藤 充	司書教諭	1年
前原中学校	千代 裕子	司書教諭	2年

《参考》 宮代町立小・中学校管理規則（抜粋）

（司書教諭）

第14条の2 学校に、司書教諭を置く。ただし、学級の数が11以下の学校にあっては、当分の間、これを置かないことができる。

- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。
- 3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭又は教諭の中から校長の内申に基づき、教育委員会が命ずる。

議案第18号

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和2年4月23日提出

宮代町教育委員会

教育長 中村敏明

提案理由

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱をしたいので、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会名簿

任期 令和2年5月1日～令和3年3月31日

番号	職・職名	氏名	備考
1	公募による町民	上田 悟	
2	公募による町民	小島 隆子	
3	公募による町民	木村 由美子	
4	学校長	高野 桂子	須賀小学校
5	学校長	山口 隆夫	百間小学校
6	学校長	小山 裕之	東小学校
7	学校長	白石 昌孝	笠原小学校
8	学校長	瀬田 浩	須賀中学校
9	学校長	鈴木 修平	百間中学校
10	学校長	但木 和久	前原中学校
11	保護者代表	*	須賀小学校
12	保護者代表	*	百間小学校
13	保護者代表	*	東小学校
14	保護者代表	* 団体推薦	笠原小学校
15	保護者代表	*	須賀中学校
16	保護者代表	*	百間中学校
17	保護者代表	*	前原中学校

事務局 ・塚越 健一（学校管理幹兼副課長）

・竹内 知子（指導主事）

・加藤 裕一（指導主事）

・鶴川 裕介（指導主事）

【資料】 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則（抜粋）

平成15年10月1日 教委規則第7号

最終改正 平成24年6月21日教委規則第3号

（設置）

第1条 宮代町立小・中学校の一貫教育に関する施策を適正かつ円滑に実施するため、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について、助言や運営上の協力活動を行う。

- （1） 教育活動に関すること。
- （2） 児童生徒の交流に関すること。
- （3） 教職員の研修に関すること。
- （4） 施設の相互利用に関すること。
- （5） その他小・中学校の一貫教育に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が任命する。

- （1） 公募による町民 3人
- （2） 宮代町立小・中学校長 7人
- （3） 宮代町立小・中学校保護者代表 7人

（任期）

第4条 推進委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

《以下、省略》